

「イタリアン・セオリー」から考える我が国の建築構造基準

正会員 ○神田 順*

建築構造安全	社会制度	イタリア現代思想
市場経済	建築基準法	建築基本法

はじめに

我が国の建築構造工学の発展が、法制度とともにあり、社会に安全をもたらして来た一方で、詳細な法規制が専門家に強い閉塞感を生んでいる。このことは、建築分野に限らず、医療や教育においてもあてはまり、現行法規制が個人の自律性や多様性をないがしろにしているとすると、社会制度そのものの方に専門家として目を向ける必要があると思われる¹⁾。複数のイタリアの現代思想に触れることから、構造基準の基本的な問題を考察する。

「イタリアン・セオリー」とは

今日の社会制度の行きづまりは、我が国で顕著に感じられるが、いわゆる先進国の共通課題でもある。岡田温司はイタリアン・セオリー²⁾と呼んで、イタリアの現代思想を紹介している。特に、アントニオ・ネグリ、ジョルジオ・アガンベン、ロベルト・エスピジトの3人は、特筆される。

まずは、17世紀にイギリスで誕生した資本主義が、その後の植民地政策と2度の世界大戦を試行錯誤として乗り越え、世界規模の金融資本主義の巨大な帝国が築かれていることが背景にある。（「帝国」³⁾参照）巨大資本による大量生産が、規模効果による富の集中を生み、国ごとの法規制と連携して同時に格差を拡大している。

1970年代にフーコーにより提唱された「生政治 bio-politics」という概念が、3人の共通の論考の源になっているのは、注意すべき点でもある。今や、政治が生き方によって介入して、経済成長に異を唱えると魔女狩りのような目にあう危機感が生まれている。中身の是非よりは、経済的発展を生むものを良いとみなしそして国もそれを支援するというような状況が常態化している。（「ホモ・サケル」⁴⁾参照）特にヨーロッパではナチスの経験から、法の持っている危険性の意識が共有されている。

地域の自然に添った生き方、個人の多様性を認める生き方は、自己責任の生き方でもあり、自律性を前提としたコミュニティの構築もある。国の権限をもっと制限して、自治体が主体的に判断する都市国家的な共同体社会に、新しい展望が開けるのではないかと示唆される。（「近代政治の脱構築」⁵⁾参照）

最低基準の意味

基準という用語も、時に応じて、人によってさまざまな意味につかわれる。専門家が共通の枠組みやよりどころとしての基本ルールは、技術基準⁶⁾であるが、それが法規制として扱われることになると、意味が変わる。

特に現行建築基準法の規定する告示にあっては、設計地震動の性能を示す確率的表示がなく、安全の水準としてどの程度を想定しているかが不明なままに、過去の規定が踏襲がされている。

もっとも、るべき姿を論ずる場合でも、経済的な状況を無視するわけにいかないので、安全水準の判断は、個々の状況の中での解となるが、一般的には、理想的な水準と最低の水準というものが考えられ、技術基準では、理想的な水準を示すことができるが、法規制は、最低基準とならざるを得ない。

それは、憲法で保障された財産権の侵害にあたるので、公共の福祉の観点から最低の基準としての規制しかないという立場である。しかし、逆に法で許容されれば、社会にとっては、市場競争は自由である。そこでは、大量生産の力が發揮され、質より量の世界がめざされる。

仮に、個人の財産権と社会の環境権が同等に秤にかけられるのであれば、最低基準という概念は不要となり、財産権と環境権の間で、適切な水準を社会が選択することが考えられ、新しい社会制度が生まれる。

市場規模と法規制

すでに述べたように、建築法規制は、本来的には、建築の質の規制であるが、実態は市場競争のための規制になってしまっているのが、現在の先進国の制度である。

前項でも論じたように、最低の根拠があいまいなままでブラックボックス化すると、それはもはや市場競争の目標水準になり、専門家の役割が、適切な質を生むことではなく、規制に合わせて、なるべくコストを抑えることが求められてしまっている現実がある。

市場規模が小さいときは、質の違いが見えやすく、生産者も人が見える中で仕事をするので、社会も良いものを評価する状況が生まれやすい。しかし、規模が大きくなると、効率化のために分業し、分業で作られたものに

に対する責任も、基準を満たすという形で、質そのものや生産者の顔が見えないままに、建築が完成する。

規模が全国に及ぶと、テレビのコマーシャルが威力を発揮する。大量生産により、生産コストを下げることが可能となり、手作業や自然素材の利用は、コスト高になって、さらに需要者にとって、工業製品の市場競争と同じ原理が働くことにより、地域性や個の多様性が衰退していく。

建築基準法固有の問題

一時は、建築市場を海外にも開くということが政策的課題となつたこともあるが、下請け構造を始めとして、我が国固有の環境が、海外企業の進出を困難にしている。

難解な建築基準法の存在が、その要因とも考えられるが、技術的には、1998年の法改正が、さらに我が国特有の状況を作った。すなわち構造規定に関しては、性能規定化をねらいとして改訂されたにも関わらず、肝心の設計地震荷重のレベルが、性能規定になつてないことや、地盤評価、大変形挙動など、モデル化で大きなばらつきの生ずるもののが、法により一意的に決められている。安全性の質としては、大きなばらつきを生んでいるにも関わらず、「安全とみなす」という表現で、法的には同じレベルと扱われるという矛盾から抜け出せないでいる。

このように、工学的というよりは、法文の構成上において複雑化した法体系は、海外からの参入を一層難しくしている。その改正はすべて国土交通省住宅局で判断されていることもあり、実務で問題に直面している人間が意見を言いづらい構図にもなっている。

2005年に姉歯による耐震構造計算偽装事件以来、建築基準法に抵触するという理由で、多くの建築が建て替えられた。施工段階で、鉄筋が不足したとか、スリーブの補強がなされなかつたとか、免震ゴムが規格の剛性、減衰性を満足していなかつた、杭の施工手続きに瑕疵があつたなど、すべての場合に、構造安全性としてどの程度の問題であるかということが問われずに、取り壊された。社会資産としての、価値の損失であるが、法的裏付けのもと、経済的には成立するという、奇妙な状況を生んでいた。このままでは、今後も同じことが続くであろう。

大企業は乗り切れるかもしれないが、中小企業は、そのような事態に到ればなりゆかない。大手スーパーと個人商店、チェーンの飲食店と個人店の状況と同様である。結果的に格差が拡大する。あるいは、健全な企業経営が成立しなくなる。

規制を厳格化、巨大化させることになると、審査にコストがかかることもあるが、何よりも専門家の創意工夫

に対する意欲を喪失させ、専門家の判断そのものを軽視することになる。このことが、社会にとって望ましいとは決して思われないので、既得権の形で、今の制度が変革されないので、問題である。

建築基本法⁷⁾に向けて

建築の専門家、特に、構造設計技術者が全般において、自らの判断で設計をし、施工を監理することが、建築の質を高める上では不可欠である。そのためには、現在の建築基準法、施行令、告示からなる膨大な規制を、5分の1から10分の1程度に簡素化することを考えるべきであろう。

建築物は、個人財産としての解釈が強すぎることを改めるためには、社会資産であることを法的にも明示し、その所有者の社会的責任を、国民をあげて確認する必要がある。国の規制を満足するから責任を取つことになるのではなく、信頼できる専門家と十分な相互理解の上に、社会的に適切な安全性を付与することが責任として課されると考えるべきであろう。

国が一律で規制するのではなく、法の役割としては、基本的な方向性、例えば、安全の水準をどの程度とすることが望ましいとか、地球環境に対する配慮や、景観や自然環境への対応原則を述べるにとどめ、自治体ごとに、必要に応じて、具体的な規制を課すということが、地域の活性化や豊かさを生むことにつながると考える。

イタリアン・セオリーを、建築社会制度にあてはめるとき、国の規制に頼りすぎないこと、経済効果優先主義から脱すること、そのための社会制度づくりが求められると言えるのではないか。

まとめ

ネグリ、アガンベン、エスピジトに代表されるイタリア思想を参考にすることにより、我が国の法による過剰な建築構造規制の問題を考察し、個人の生き方、専門家の判断の尊重される社会制度のあり方を論じた。

参考文献

1. 宇沢弘文:「社会的共通資本」岩波新書 2000
2. 岡田温司:「イタリアン・セオリー」中央公論新社 2014
3. ネグリ、ハート:「帝国」以文社 2003
4. アガンベン:「ホモ・サケル」以文社 2007
5. エスピジト:「近代政治の脱構築」講談社 2009
6. J. Kanda: Role of Standards and Regulations for Buildings, 8CUEE Conf. Proc., T.I.T., Tokyo, 2011
7. 神田順:「安全な建物とは何か」技術評論社 2010

* 日本大学理工学部特任教授、

* Department of Architecture, CST, Nihon University